

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和3年12月24日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び姶良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和3年12月24日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和3年12月24日

鹿児島県知事 塩田康一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ア クロスプラザ隼人

霧島市隼人町見次字土取窪468番地4 外

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

ア 変更前 隼人都市計画事業隼人駅東地区土地区画整理事業地内1街区

イ 変更後 霧島市隼人町見次字土取窪468番地4 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ア 変更前 大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田勝幸

東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

イ 変更後 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤光博

東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

3 変更年月日

2の(1) 平成30年3月9日

2の(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称に係る変更 令和3年10月1日

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名に係る変更 令和3年4月1日

4 届出年月日

令和3年12月6日